

一般財団法人福井県建築住宅センター
確認検査業務手数料規程

(い) 平成 25 年 4 月 1 日 改正

(ろ) 平成 30 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この確認検査業務手数料規程は、別に定める「一般財団法人福井県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料(以下「手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第 32 条に規定する建築物の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請 1 件かつ 1 回の申請につき別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(第 2 号、第 3 号および第 4 号に掲げる場合および移転の場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、または大規模の修繕もしくは大規模の模様替をする場合 当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1
- (4) 第 2 号または第 3 号に掲げる変更以外のものにあつては、福井県建築基準法施行細則第 3 条の 3 の各号の算定方法として取扱うものとする。

3 センター以外で確認を受けた建築物に関する前項第 2 号から第 4 号までの規定については、当該建築に係る部分の床面積とする。(ろ)

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第 3 条 業務規程第 32 条に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下この規程において同じ。)の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備を設置する場合 10,000 円(ろ)
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 6,000 円(ろ)

(工作物に関する確認の申請手数料)

第 4 条 業務規程第 32 条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。

- (1) 工作物を築造する場合 9,000 円(ろ)
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 5,000 円(ろ)

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第 5 条 業務規程第 32 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請 1 件かつ 1 回の検査につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 6 条 業務規程第 32 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について 14,000 円とする。(ろ)

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物について 10,000円とする。(ろ)

(完了検査申請手数料の特例)

第8条 センター以外で確認を受けた建築物に関する第5条から第7条までの規定については、それぞれの手数料に第2条の手数料を加算した額とする。(ろ)

(再検査に関する手数料)

第9条 完了検査の結果再検査が必要な場合には、センターは建築主等に手数料を請求することができる。ただし、原則として当該申請に係る完了検査の申請手数料の額の半額とする。

2 完了検査申請の取り下げ申請があり、同一物件であらためて完了検査申請があった場合には、検査内容に応じてセンターは手数料の額を割引することができる。ただし、割引の額は当該申請に係る完了検査の申請手数料の半額までとする。

(確認申請手数料の割引)

第10条 確認申請に係る申込書の提出時にフレキシブルディスク(FD)等を添付した場合の手数料の額については、前条までに定めたそれぞれの手数料の額から 1,000円を割り引くものとする。(ろ)

2 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する区域内において、災害を受けた者が、当該災害の発生した日から2年以内に自ら使用するために建築物を建築する場合は、確認申請および完了検査申請に災証明書を添付するものとする。(い)

3 前項の申請については、別表第1に定める額の2分の1に相当する額を割引するものとし、その申請については第1項の規定は適用しない。(い)

4 業務規程第33条第4項の規定により、一団の敷地に類似する建築物を4戸以上建築する場合の4戸目以降の手数料については、別表第1に定める額の2分の1に相当する額を割引するものとし、その申請については第1項の規定は適用しない。

(ろ)

(確認済証または検査済証の再交付申請手数料)

第11条 確認済証または検査済証の交付を受けた者が、当該確認済証または検査済証を滅失し、汚損し、または破損したことにより、確認済証または検査済証の再交付を申請する場合の手数料の額は、申請1件につき 500円とする。(ろ)

附 則

1 この規程は平成23年11月22日より施行する。

2 第2条第3項及び第8条の規定については、平成30年4月1日以降にセンター以外の機関において確認済証を受けた建築物に適用する。

別表第1(ろ)

(確認検査業務手数料額表)(第2条、第5条関係)

床面積の合計	確認申請	完了検査申請
30㎡以内	6,000円	11,000円
30㎡超～100㎡以内	10,000円	13,000円
100㎡超～200㎡以内	15,000円	17,000円
200㎡超～500㎡以内	20,000円	23,000円